

南大東村国民健康保険税収納対策緊急プラン

1. 滞納状況の解消

- (1) 窓口相談、及び広報等により他保険加入者の早期発見に努め、資格喪失届を勧奨する。
- (2) 生活保護申請が必要な状況にもかかわらず生活保護の申請を行わない被保険者の発見に努め、資産状況、収入状況を把握し早期に生活保護の申請を勧奨する。
- (3) 時効完成前に納入勧奨を行うと共に、時効が完成したら迅速に不能欠損処理を行う。
- (4) 官報等により、自己破産手続き開始者、民事再生手続き完了者の発見に努め、迅速に不能欠損処理を行う。
- (5) 未申告者のリストを作成し、電話連絡、訪問、窓口にて申告の指導を行う。

2. 徴収方法の改善等

- (1) 年2回以上、住民税、固定資産税、公営住宅、簡易水道事業担当課等で徴収会議を開催し、それぞれの収納状況の情報を提供し、把握した上で二人一組で訪問徴収、又は納付指導を行う。
- (2) 郵便局やその他金融機関（農協等）の口座振替の勧奨を積極的に行う。
- (3) 国保被保険者である企業等の非常勤職員又はパート従業員等の滞納状況を把握し、場合によっては本人の了解の基、企業側に国保税の立替え納付相談を行う。
- (4) 年6回偶数月を現年度分の収納月間としており、それに並行して滞納分の徴収、又は分割相談を窓口・電話等で行う。
- (5) 毎年11月と年度末の1月から3月までを収納強化期間とし、電話催告・訪問徴収等を組み合わせた効果的な収納対策に取り組む。

3. 滞納処分の実施

- (1) 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住の確認と財産調査を行う。
- (2) 1年以上の長期滞納者については財産調査を行う。
- (3) 特別な事情もなく納税意思のない滞納者については、給与、預貯金、生命保険解約返戻金、国税還付やその他村からの交付金等の差押えを行う。